

冬道の消防車等の緊急走行に対するご理解とご協力を!

降雪期を迎え、道路の凍結や積雪又は除雪による交通障害が心配されます。消防車等の緊急自動車は一般車両の協力を得てこそスムーズに走行することができます。

119通報を受けた消防車や救急車などは、災害現場へ一刻も早く到着し、いち早く消火活動や傷病者を医療機関へ搬送するために、道路の右側部分に車体の全部又は一部をはみ出して走行することや赤信号の交差点に進入できるなど、一般車両には認められない優先走行権が道路交通法で認められています。

自動車等を運転中に緊急自動車が接近してきた場合は、進路を譲っていただき一刻も早く災害現場に到着できるようご協力をお願いします。



※道路交通法では、緊急自動車が接近してきた場合の対応が、次のように定められています。

○交差点又はその付近の場合

交差点を避け、かつ、道路の左側（一方通行となっている道路においてその左側に寄ることが緊急自動車の通行を妨げることとなる場合は、道路の右側。）に寄って一時停止しなければならない。

年末特別警戒を実施します

年末を迎えて住民の日常生活は繁忙となり、火気の取り扱いがおろそかになるおそれがあります。消防署では、火災の発生を防止するとともに、住民が一体となり無火災を目指すことを目的として、年末特別警戒を下記のとおり実施します。

■年末特別警戒 八峰消防署：12月20日（土）～31日（水）までの12日間
午前、午後各1回

消防団：担当区域の警戒を適宜実施

※当日の気象状況等により、適宜警戒時間を変更することがあります。

■問合せ先 八峰消防署 ☎ 76-3119

落雪による油流出事故を防止するために！

冬期間は、大雪による落雪等で、危険物施設やホームタンク等の配管が損傷し、灯油等の油が流出するという事故が発生しやすくなります。

油の流出は、火災発生の危険性が高まるだけでなく、周辺環境へ重大な影響を及ぼし、更には施設の改修や流出油の回収などの多額な経費を要します。

特に、冬期間に発生した流出事故は、融雪とともに被害が拡大する可能性が高まりますので、次の点に十分注意しましょう。

注意点

- ① 落雪・積雪による配管の損傷防止やタンクの転倒防止をはかること。
- ② 注油や移し替え等の際には、その場を離れないこと。
- ③ タンクの残油量を常に把握して、異常な減少がないか確認すること。
- ④ 万が一流出した場合は、油の拡散防止を行い、速やかに消防署、警察、町、地域振興局福祉環境部（保健所）等に通報すること。



危険物の流出は火災拡大の原因となるのはもちろんのこと、環境汚染の大きな原因となります!!

